

やまざきデイサービスセンター 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・指定介護予防通所介護サービス（以下「通所介護サービス等」といいます。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業所・事業者の概要

(1) 名称等

事業所の名称	やまざきデイサービスセンター
事業の種類	指定通所介護・指定介護予防通所介護
介護保険事業所番号	指定2278200106
事業所所在地	〒431-0101 浜松市西区雄踏町山崎2829番地
事業所の補足事項	特別養護老人ホーム山崎園に併設されています
電話番号・FAX番号	053-597-2588・053-596-2220
管理者（事業所長）	鈴木 恵美子
指定年月日	平成13年11月1日
通常の送迎の実施地域	浜松市内（西区）
法人種別及び名称	社会福祉法人 <small>さんこうかい</small> 三幸会
法人代表者氏名	理事長 竹村 寿文
法人設立年月日	昭和48年12月20日

(2) 職員の概要

令和3年4月1日現在

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者（事業所長）	1名以上	常勤兼務	看護師・介護支援専門員
生活相談員	1名以上	常勤専従	介護福祉士
看護職員	1名以上	常勤専従	看護師
介護職員	6名以上	常勤専従	介護福祉士・2級ヘルパー
機能訓練指導員	2名以上	非常勤	柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師

2. サービスの提供日・時間・定員

一般型 35名	(月)～(金) 10:00～16:00 (祭日は通常通り営業) (土)(日)は休日 12月31日～1月2日は休日
---------	---

3. サービス利用料金

(1) 要介護者

通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満 (1日当たりの自己負担金額)
(単位:単位数)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
581	686	792	897	1003
サービス提供体制強化加算(I)				22単位
口腔機能向上加算(I)				150単位
栄養改善加算				200単位
入浴介助加算(I)				40単位
入浴介助加算(II)				55単位
口腔・栄養スクリーニング加算(I)				20単位/回
個別機能訓練加算(I)イ				56単位
個別機能訓練加算(I)ロ				85単位
個別機能訓練加算(II)				20単位/月
科学的介護推進体制加算				40単位/月
ADL維持等加算(I)				30単位/月
ADL維持等加算(II)				60単位/月
ADL維持等加算(III)				3単位/月
介護職員処遇改善加算(I) 要介護単位数と該当する加算の単位数の合計の5.9%				
介護職員特定処遇改善加算(I) 要介護単位数と該当する加算の単位数の合計の1.2%				
新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価(令和3年9月末までの間) 基本報酬に0.001%				

注・これらの加算のうち、要件を満たしたものののみ加算します。

注・口腔機能向上加算と栄養改善加算は月2回を限度とさせていただきます。

注・口腔・栄養スクリーニング加算は6か月に1回を限度とさせていただきます。

(2) 介護予防（要支援）者

通常規模型介護予防通所介護費（1ヶ月あたりの自己負担金）（単位：単位数）

事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	要支援2（週1回を超える程度）
1,672単位（サービスの目安週1回利用）	3,428単位（サービスの目安週2回利用）
サービス提供体制強化加算（I）88単位／月	サービス提供体制強化加算（I）176単位／月
科学的介護推進体制加算	40単位
生活機能向上グループ活動加算	100単位
運動器機能向上加算	225単位
口腔機能向上加算（I）	150単位
栄養改善加算	200単位
介護職員処遇改善加算（I）要支援単位数と該当する加算の単位数の合計の5.9%	
介護職員特定処遇改善加算（I）要支援単位数と該当する加算の単位数の合計の1.2%	
新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価（令和3年9月末までの間）基本報酬に0.001%	

注・これらの加算のうち、要件を満たしたものののみ加算します。

(3) 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、(1)または(2)の要件に該当する単位数と要件を満たした加算の合計に10.14円を乗じた金額の1割（一定所得以上の利用者は2割又は3割）の額が自己負担となります。

(4) 事業所が送迎を行わない場合、所定単位数から片道につき47単位を減算いたします。

(5) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険の給付対象とならない以下のサービスは利用料全額が契約者の負担となります。

①食事の提供代（おやつ含む）	昼食代1日	540円
②手芸材料費等（希望者）	月額	300円
(クラブ活動費)	実費	
オムツ代(希望者)	実費	
口腔用品(希望者)	実費	

4. 介護予防・通所介護サービス等内容

①入浴：希望の方に入浴、清拭を行い車椅子の方でも機械浴槽を利用することが出来ます。

- ②排泄：トイレ誘導、オムツ交換等、排泄の介護を致します。
- ③食事：自立に向け、利用者の状態に合わせた介護を致します。
(以下のサービスは、(介護予防)通所介護計画に基づき実施致します)
- ④運動器機能向上(要支援)・個別機能訓練(要介護)：個別の機能訓練計画書を作成し、利用者の状態に合わせた計画に基づく機能訓練を実施致します
- ⑤口腔機能向上：看護師による口腔機能改善のための計画書を作成し、これに基づく適切な口腔ケアを提供致します。
- ⑥栄養改善：低栄養状態やそのおそれのある方に管理栄養士が利用者にあった栄養ケア計画書を作成し、計画に基づく適切な援助を提供致します。
- ⑦若年性認知症利用者受入：65歳未満の認知症のある利用者が対象です。

5. 料金の支払方法

料金の支払は、月ごとの精算でお願いします。毎月15日までに前月分ご利用頂いた通所介護サービス等の利用料金請求書を送付致しますので、18日までに口座にご入金下さい。お支払方法は、口座引落としとさせていただきます。

(口座引落とし日は毎月18日が引落日です。)

6. キャンセル料

利用者の都合により通所介護サービス等をキャンセルした場合は、下記料金を頂きます。

ご利用日の前日17時30分までに連絡頂いた場合	無料
前日17時30分から当日の朝に連絡頂いた場合	540円(昼食代)

7. 通所介護サービス等利用の留意事項

サービスを利用するにあたり、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に報告していただく事により、心身の状況に応じたサービスの提供を致します。

8. 非常災害・避難対策

サービス利用中に地震、火災、水害等の非常災害が発生した場合は、利用者の避難等適切な措置を講じます。災害の状況により事業所で避難待機していただく場合や、自宅にお帰り頂く場合があります。事業所からの送迎が無理な場合は、利用者家族に迎えを依頼する場合があります。

また、非常災害時を想定した避難訓練は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練への参加する地域との連携を重視し、また一次避難所への避難経路の説明を定期的に行います。

9. 事故防止・損害賠償責任

当事業所は、事故防止に努めます。万が一、通所介護サービス等実施中に事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた事故等については損害賠償する責任を負います。但し、ご利用者に故意又は過失が認められる場合は損害賠償されない場合があります。

10. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会、指針の整備、検収及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

11. 衛生管理

当事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

12. 利用状況、個人記録等書類保存年数

利用開始から利用終了までの介護記録、利用状況記録等の書類は、利用終了日より2年間保存いたします。

13. 社会生活上の便宜供与

経営理念・施設理念の下、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、ボランティアの慰問、近隣地区の小学校・中学校・高等学校からの福祉体験学習や職業訓練などを受け入れ、世代間交流を促進しています。

社会における将来の福祉候補生として、近隣地域の高等学校・専門学校・大学・資格免許養成校からの福祉実習を受け入れ、福祉・医療・栄養・機能訓練などの教育学習の場として提供しています。

14. 職員研修

当事業所は、全ての介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有するその他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

15. 苦情処理

当事業所の通所介護サービス等について、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。ご利用者は当事業所に苦情を申立てた事により、何らの差別待遇を受けません。サービスに関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談下さい。

< 苦情相談窓口 >

苦情受付担当者 伊藤 恵子 電話 (053) 597-2588

苦情解決責任者 鈴木 恵美子 電話 (053) 597-2586

苦情ボックスを施設玄関入口に設置しています。

< 第三者委員 >

野畷 康雄 電話 (053) 485-5835

鈴木 敏郎 電話 (053) 433-1006

< 行政機関その他苦情受付機関 >

浜松市役所介護保険課 電話 (053) 457-2375

浜松市西区役所長寿保険課 電話 (053) 597-1119

浜松市中区役所長寿保険課 電話 (053) 457-2324

浜松市南区役所長寿保険課 電話 (053) 425-1572

静岡県福祉サービス運営適正化委員会 電話 (054) 653-0840

国民健康保険団体連合会 (苦情相談室) 電話 (054) 253-5590